千葉地方検察庁	2
大阪地方検察庁	8
京都地方検察庁	3
神戸地方検察庁	3
名古屋地方検察庁	5
広島地方検察庁	3
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	4
熊本地方検察庁	1
仙台地方検察庁	2
札幌地方検察庁	3
高松地方検察庁	1

附　則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告　示

○内閣府告示第百十五号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

別表官民競争入札等監理委員会事務局の項及び情報公開・個人情報保護審査会事務局の項を削り、同表の迎賓館の項の次に次のように加える。

地方創生推進事務局	地方創生推進事務局長
知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局長
宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発戦略推進事務局長

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府告示第百十六号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

別表官民競争入札等監理委員会事務局の項及び情報公開・個人情報保護審査会事務局の項を削り、同表の迎賓館の項の次に次のように加える。

地方創生推進事務局	地方創生推進事務局長
知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局長
宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発戦略推進事務局長

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府告示第百十七号

平成二十四年内閣府告示第四十六号（沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

別表第一号に該当する事業又は事務（以下「事業等」という。）の項中「円滑化対策事業」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項に規定する特定交通安全施設等整備事業（同法第二条第三項第一号に掲げる事業に限る。）のうち交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和四十一年総理府・建設省令第一号）第一条第一項第四号に規定する地区に含まれる道路の区間において実施されるもの」に改める。

別表第三号に該当する事業等の項の一中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、「等」を削り、同項の二十五を同項の二十六とし、同項の二十四中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項中二十四を二十五とし、二十三を二十四とし、同項の二十二中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同項の二十二を同項の二十三とし、同項の二十一中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項の二十一を同項の二十二とし、同項の二十中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項の二十を同項の二十一とし、同項の十九中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加え、同項の十九を同項の二十とし、同項の十八中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項の十八を同項の十九とし、同項の十七中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項の十七を同項の十八とし、同項の十六中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項中十六を十七とし、九から十五までを一ずつ繰り下げ、同項の八中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項の八を同項の九とし、同項の七中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項中七を八とし、六を七とし、同項の五中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同項中五を六とし、四を五とし、同項の三中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項の三を同項の四とし、同項の二中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、「（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。」を削り、同項の二を同項の三とし、同項の一の次に次のように加える。

二　長寿命化改良事業（幼稚園（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の建物であって構造体の劣化対策を要する建築後四十年以上のものに限る。）	

別表第五号に該当する事業等の項中「水利施設整備事業」を、「水利施設整備事業（農業水利施設保全合理化事業」に「集落基盤整備事業」を「農村集落基盤再編・整備事業」に改める。

別表第七号に該当する事業等の項中「火山噴火警戒避難対策事業」を「火山噴火緊急減災対策事業」に、「市民農園事業」を「市民農園等整備事業」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。